

令和5年度 公益社団法人広島県パラスポーツ協会 強化指定選手 募集要項

- 1 目的 広島県内のパラスポーツの普及や競技力向上等によるパラスポーツの振興を図るため、パラリンピック・デフリンピック等の国際大会や国内のトップクラスで活躍する、障害がある選手の育成、強化を行うものとする。これにより、指定選手の強化活動における成果を高め、さらに指定選手の社会認識向上によりパラスポーツ競技の普及・啓発を促進する。
- 2 選考対象 対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。
 - (1) 広島県内に居住し、パラスポーツの活動拠点を県内に置く者、または広島県内に所在する団体に在籍し、パラスポーツの活動拠点を県内に置く者。
 - (2) 健康上の問題がなく、競技を行う上で心身ともに適した状態であることが確認できた者。
 - (3) 定期的に練習をしており、競技に真摯に取り組んでいること。
 - (4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、広島県の代表となり得るもの。
- 3 選考基準 定期的に練習を実施しており、指定該当クラス以上の大会に出場するため、競技に真摯に取り組んでいること。
また、競技性の高低を踏まえ、次の(1)から(3)までの指定区分とする。
 - (1) S強化指定選手
 - I パラリンピック・デフリンピック・Virtus 国際競技大会もしくは同等の大会に出場し、今後も競技を続け競技力向上を目指す選手。
 - (2) A強化指定選手
 - I 現在、中央競技団体の強化指定選手または、育成選手に指定されている選手。
 - II 今後、国際大会への出場が期待でき、特に会長が認める選手。
 - (3) B強化指定選手
 - I 直近の大会実績がパラリンピック・デフリンピック・もしくは Virtus 国際競技大会同等の大会の入賞記録と大差ない記録で入賞実績があること。(各中央競技団体が認定した公認大会に限る)
 - II 今後、国内大会で好成績が期待でき、特に会長が認める選手。
- 4 申込方法
 - (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し必要書類を添付し提出する。
 - (2) 所定のレポート用紙に、以下の趣旨を含むレポートを作成し提出する。
(各 800 文字程度)
 - I この1年間どのように競技に打ち込んできたか。(具体的に)
 - II 強化指定選手に指定された場合、どのような活動をしていくか、また指定された1年間

で達成したい具体的目標。

- 5 選考方法
- (1) 選考は、選考対象を満たした者の中から、原則、競技力の高い順に選考する。
ただし、競技力だけで判断できない場合はレポート内容も選考する際の参考とする。
 - (2) 選考は、別に定める公益社団法人広島県パラスポーツ協会強化指定選手選考・支援基準に基づき選考する。
 - (3) 専門委員会の意見を聞いて、最終決定とする。
 - (4) 選考人数については、予算など諸条件を勘案しその都度決定する。
- 6 支援内容
- (1) ランク別に応じて、必要補助経費の支給を行う。対象経費は以下のとおりとする。
詳細については強化指定選手決定後に対象者へ通知する。
 - I 海外合宿及び国内合宿の参加経費（交通費、宿泊費、保険料等）
 - II 国際大会および国内大会の出場経費（交通費、宿泊費、保険料等）
 - III 運動機能の維持増進、競技力向上を図るために必要な競技指導、健康指導・栄養指導、トレーニング指導に要する経費（コーチ・トレーナー・栄養士への報償費等）※ I～IIIに関しては、決定後年間計画を提出する。また、実績報告書（収支報告）を行うこととする。
 - (2) 上記（1）とは別にメディカルチェックなど医療サポートに要する費用負担。
- 7 指定期間 強化指定選手の選考は年度ごとに行い、決定した年度に限る。
- 8 提出先 所定の応募用紙（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、レポートと一緒に4月4日（火）までに持参・郵送（必着）・Eメールのいずれかで提出する。
（Eメールの場合は必ず着信の確認を行うこと）
- 提出物○ ・応募用紙（添付書類必須） ・レポート（所定様式使用）
- 提出先○
- | |
|---|
| 公益社団法人広島県パラスポーツ協会
〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3 スポーツ交流センター内
Tel : 082-426-3333 Eメール : hiroshima-psa@vesta.ocn.ne.jp
HP : http://www.hpsa.info |
|---|
- 9 その他
- ・ 強化指定選手を希望するものは当募集要項ならびに別に定める選考・支援基準をよく読み内容を理解した上で応募すること。
 - ・ 応募時に、書類の不備や不足がある場合は選考の対象外とする。
 - ・ 応募者が未成年者（18歳未満）の場合は必ず保護者の了承を得ること。
 - ・ 支援内容の詳細については、決定した者に改めて通知する。